株式会社確認検査機構プラン 21

評価業務規程 (評価等の業務)

株式会社確認検査機構プラン21

評価業務規程

(評価等の業務)

目次

第1章 総則

- 第1条(趣旨)
- 第2条(基本方針)
- 第3条(評価等の業務を行う時間及び休日)
- 第4条(事務所の所在地)
- 第5条(評価等の業務を行う区域)
- 第6条(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

- 第7条(設計住宅性能評価の申請)
- 第8条(長期使用構造等確認の申請)
- 第9条(住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)
- 第10条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)
- 第11条(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)
- 第12条(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)
- 第13条(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)
- 第14条(設計住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書の交付)
- 第15条(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

- 第16条 (建設住宅性能評価の申請)
- 第17条(建設住宅性能評価の申請の受理及び契約)
- 第18条(建設住宅性能評価)
- 第19条 (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)
- 第20条 (建設住宅性能評価の申請の取り下げ)
- 第21条(建設工事の変更)
- 第22条(建設住宅性能評価書の交付)

第4章 評価員等

- 第23条(評価員の選任)
- 第24条(評価員の解任)

- 第25条(評価員の配置)
- 第26条(評価員の教育)
- 第27条 (評価等の業務の実施及び管理の体制)
- 第28条(評価員等の身分証の携帯)
- 第29条(秘密保持義務)

第5章 評価料金等

- 第30条 (評価料金等の収納)
- 第31条(評価料金等を減額するための要件)
- 第32条 (評価料金等を増額するための要件)
- 第33条 (評価料金等の返還)
- 第34条(負担金の納付)

第6章 雑則

- 第35条 (登録区分等の掲示)
- 第36条(評価業務規程等の公開)
- 第37条(財務諸表等の備付け)
- 第38条(財務諸表等に係る閲覧等の請求)
- 第39条(帳簿及び書類の保存)
- 第40条 (帳簿及び書類の保存及び管理方法)
- 第41条(電子情報処理組織に係る情報の保護)
- 第42条 (評価等の業務に関する公正の確保)
- 第43条 (損害賠償保険への加入)
- 第44条(事前相談)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程(以下「規程」という。)は、株式会社確認検査機構プラン21 (以下「当機関」という。)が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法 律第 81 号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関とし て行う法第7条第1項に規定する評価の業務(以下単に「評価の業務」という。)及び 法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認(以下「長期使用構造等確認」という。) の業務(以下これらを総称して「評価等の業務」という。)の実施について、法第 16 条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達による ほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

- 第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、平日は午前8時30分から 午後5時30分までとする。
- 2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日
 - (4) 12月29日から翌年の1月3日まで
 - (5) その他当機関が定める日
- 3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事 由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図ら れている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

- 第4条 当機関の本店の所在地は、奈良県橿原市八木町一丁目7番39号林田ビル2階とする。
- 2 奈良支店の所在地は、奈良県奈良市大宮町五丁目3番14号不動ビル503号とする。

(評価等の業務を行う区域)

第5条 当機関の本支店の業務区域は、奈良県、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、及

び滋賀県とする。

(評価等の業務に係る住宅の種別及び評価等の業務を行う範囲)

- 第6条 当機関は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価等の業務について、 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「施 行規則」という。)第9条第1号から第3号までに定める区分に係る評価等の業務を行 うものとする。
- 2 当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務 {全ての新築 住宅}を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

- 第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価(以下単に「設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部 提出しなければならないものとする。
 - (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書(施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
 - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し(ただし、当機関が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 前2項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同

じ。)の受理によることができる。

(長期使用構造等確認の申請)

- 第8条 長期使用構造等確認を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
 - (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書(以下「長期使用構造等確認書」という。)又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書(以下「長期使用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

- 第9条 法第6条の2第2項に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、住宅を新築する場合は設計住宅性能評価、住宅を新築する場合以外は建設住宅性能評価に関する規定を適用する。
- 2 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認 の申請に係る次条以降の規定については、住宅性能評価の規定を適用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

- 第 10 条 当機関は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。
 - (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機

関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還 する。

- 4 当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に設計住宅性 能評価に係る引受承諾書を交付する。この場合、申請者と当機関は別に定める株式会社 確認検査機構プラン 21 住宅性能評価業務約款(以下「評価業務約款」という。)に基づ き契約を締結したものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面(評価業務約款)には、少なくとも次に掲げる事項について 明記するものとする。
 - (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知 する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由 により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できるこ と。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを

請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法(昭和 25 年法律 第 201 号。) その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証 するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 前5項の規定(前項(1)の規定を除く。)は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

- 第11条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに「住宅性能評価マニュアル」及び長期使用構造等確認に用いる「長期使用構造等確認マニュアル」に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。
- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の 受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法 その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるととも に、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合において は、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等 確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

- 第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。
- 2 前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、求めがある場合に限 り設計評価提出図書(副本のみ)を申請者等に返却する。(但し、副本に受付印が押

印されている場合は「抹消」印を押印し返却する。)

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

- 第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の 計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知する ものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めると きは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能 評価を申請しなければならない。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

- 第14条 当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、 速やかに設計住宅性能評価書を交付する。
 - (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表-1に定める方法に従う。
- 3 当機関は、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
- 5 前4項(ただし、第1項第3号を除く。)の規定は、長期使用構造等確認において準用 する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設

計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第15条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第7条第4号に規定する軽微な変更(以下単に「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼(以下、「軽微変更該当証明申請書」という。)することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に該当しない場合は軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、当機関が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を 交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書の いずれかを交付するものとする。

2 申請者等が軽微変更該当証明申請書をしたのち、申請者等の事由により軽微変更該当 証明書が不要となった場合は、軽微変更該当証明申請書を取り下げ届けを提出すること により取り下げをすることができる。この場合は第12条3項を準用する。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

- 第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号(当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。)に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
 - (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(新築住宅)
 - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
 - (3) 施工状況報告書の様式
 - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請に

あっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、当機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
 - (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)
 - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
 - (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。)又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第2項及び前項に掲げる図書が整っていない場合であっても、当機関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

(建設住宅性能評価の申請の受理及び契約)

- 第17条 当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建 設評価提出図書を受理する。
- (1) 申請に係る住宅が、第6条1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機 関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を

返還する。

- 4 当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に建設住宅性 能評価に係る引受承諾書を交付する。この場合、申請者と当機関は別に定める評価業 務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面(評価業務約款)には、少なくとも次に掲げる事項について 明記するものとする。
 - (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に 提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、当機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地 及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存 住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に 規定する検査済証の写しを当機関に提出しないときは、業務期日を延期することが できること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知する ことにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請

求することができること。

- (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払 われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書 面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
- (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求 できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証 するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価 を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任 を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

- 第18条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価マニュアルに従い、 建設住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の 受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、 工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求 める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の 法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要 に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等 (容易に行うことができるものに限る。)を行った上での再検査を受けたい旨の申し出 があった場合(申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。) は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を 再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

- 第19条 申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日 を書面(「検査対象工程完了通知書」等)により通知しなければならないものとする。
- 2 当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知 を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査 を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載 した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理 記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書 により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第20条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる 場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。
- 2 前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を 申請者に返却する。

(建設工事の変更)

- 第 21 条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の 対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容に ついて当機関に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めると きは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能 評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

- 第22条 当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設 住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価 にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価 書を交付する。
 - (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。

- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
- (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 当機関は、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
- 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して 定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

- 第23条 当機関の代表取締役は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関(登録制移行前の指定講習機関を含む。)において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

- 第24条 当機関の代表取締役は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その 評価員を解任するものとする。
- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

- 第25条 評価等の業務を実施するため、評価員を主たる事務所及び支店にそれぞれ1人以 上配置する。
- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。
- 3 当機関は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること 等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、 速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

- 第26条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回、当機関等の行う評価等の 業務に関する研修を受講させるものとする。
- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

- 第27条 評価等の業務に従事する職員を、第25条第1項の規定により配置された評価員 を含め、主たる事務所及び支店に2人以上配置する。
- 2 当機関は、本店確認審査課に所属する住宅性能評価グループのリーダー(課長以上の 役職者)を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

- 第 28 条 評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明証を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。
- 2 前項の身分証の様式は、別記第一号様式又は別記第二号様式による。

(秘密保持義務)

第 29 条 当機関の役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、 評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しては ならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の収納)

- 第 30 条 申請者は、評価料金表に定める評価料金又は確認料金(以下、「評価料金等」という。)を、現金又は銀行払込み等により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。
- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 当機関と申請者は別途協議により、一括納入その他別の収納方法をとることができる。

(評価料金等を減額するための要件)

- 第31条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。
 - (1) 住宅型式性能認定(耐震等級 1-1~1-5 以外) を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。) が添えられている場合に限る。
 - (2) 住宅である認証型式住宅部分等(耐震等級 1-1~1-5 以外)又は住宅の部分である 認証型式住宅部分等(耐震等級 1-1~1-5 以外)を含む住宅に係る住宅性能評価又は 長期使用構造等確認の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等 製造者等認証書の写し(当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公 正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限 る。
 - (3) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2 第1項の確認の申請を行うとき。
 - (4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法 第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。
 - (5) 住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、独立行政法人住宅金融支援機の適合証明業務の審査又は検査を行うとき。
 - (6) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。
 - (7) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、 まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時にうけたとき。
 - (8) あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。
 - (9) 当機関が定める期間内に、あるいは当機関が定める区域内において、当機関が定める戸数以上の申請が見込める場合で、住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できると当機関が判断したとき。

- (10) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。
- (11) 長期使用構造等確認で設計住宅性能評価の申請とともに申請を行うとき。
- (12) 住宅性能評価の減額料金規定は別表・4、長期使用構造等の減額料金規定は別表・6 による。

(評価料金等を増額するための要件)

- 第32条 評価料金等は、次に掲げる場合に増額する事ができるものとする。
 - (1) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の審査中に、申請者の依頼その他の事由で再審査が必要となったとき。
 - (2) 申請者の依頼その他の事由により、第3条に定める業務時間外又は休日に評価を行わなければならないとき。
 - (3) 当機関の責に帰することのできない事由により業務期日を延期しなければならなくなったとき。
 - (4) 前各号に定めるものの他、申請者に帰すべき事由が生じた場合において、当機関の 業務に支障があるとき。
 - (5) 住宅性能評価の増額料金規定は別表-5、長期使用構造等の増額料金規定は別表-7 による。

(評価料金等の返還)

第33条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により 評価の業務等が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第34条 当機関は、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雑則

(登録の区分等の掲示)

第35条 当機関は、法第17条の規定に従い、登録の区分その他の施行規則第17条第1項 各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第36条 当機関は、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲

覧に供するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ (http://plan-21.co.jp/) において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第37条 当機関は、毎事業年度経過後三ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照 表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間 事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

- 第38条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1枚につき10円を支払わなければならないものとする。
 - (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧または謄写の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、 登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a)登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c)(a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

- 第39条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。
 - (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿・・・・・・・評価の業務の全部を廃止するまでとする。
 - (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る引受承諾書その

他設計住宅性能評価に要した書類(次号に掲げる書類と同一のものを除 く。)・・・・・・・・・・・・・5年間

- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る引受承諾書その他建設住宅性能評価に要した書類・・・・・・・・・・・・ 20年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第6条の2第3項に規定する確認書 の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書 類 5年間

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

- 第40条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。
- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録 し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することがで きるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第41条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価の業務に関する公正の確保)

- 第42条 当機関の代表取締役、役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価は行わないものとする。
- 2 当機関の代表取締役、役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請に 係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性 能評価を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 当機関の代表取締役、役員又はその職員(評価員を含む。)の一部が、現在又は過去二年間に当機関以外の組織の役員又は職員(評価員を含む。)であり、かつ、その組織が次のいずれかに該当する業務を行った場合において、当該一部の役員又は職員(評価員を含む)は、当該申請に係る住宅性能評価の業務を行わないものとする。
 - (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行

った場合

- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる業務を行った場合
- 4 評価員又は当機関の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。
- 5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性 能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第43条 当機関は、評価等の業務に関して支払うことのある損害賠償のため保険契約(その 他の自然現象によって明らかとなった瑕疵についての保証が免責事項となっていな いもの)を締結する。

(事前相談)

- 第44条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合においては、当機関は、第39条第2項各号に抵触しない範囲で、誠実かつ公正に対応するものとする。
- 2 当機関が、設計住宅性能評価の申請より以前に、前項の相談に対応した場合は、その相談料を請求することができる。

(附 則)

この規程は、令和4年2月20日から施行する。

制定 平成 21 年 9 月 1 日

改 正 平成22年 6月 1日

改 正 平成25年 7月 1日

改 正 平成25年10月22日

改 正 平成26年 4月 1日

改 正 平成 27 年 4 月 1 日

改 正 平成27年 6月 1日

改 正 平成27年 7月10日

改 正 平成27年12月 1日

改 正 平成29年 2月 1日

改 正 平成30年 2月 1日

- 改 正 令和 元年12月 14日
- 改 正 令和 2年 6月 20日
- 改 正 令和 2年10月 15日
- 改 正 令和3年2月 15日
- 改 正 令和 3年4月 1日
- 改 正 令和 4 年 2 月 20 日

別表-1 (住宅性能評価の交付番号)

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

000-00-0000-0-0-0000

1~3桁目	当機関の指定番号 131
4~5桁目	登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号 01、02、・・・
6~9桁目	評価書交付日の西暦
10 桁目 ※1	1:設計住宅性能評価
	2:建設住宅性能評価(新築住宅)
	3:建設住宅性能評価(既存住宅)
	4:設計住宅性能評価とあわせて長期確認
	5:建設住宅性能評価(既存住宅)とあわせて長期確認
	(「5」については令和4年10月1日より施行)
11 桁目	1:一戸建ての住宅
	2: 共同住宅等
12~16 桁目	通し番号(11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順
	に付するものとする。)

※1:公益財団法人住宅リフォーム紛争処理支援センターの報告する場合は、「5」のデータは「3」のデータに含めて報告する。

別表-2 (長期使用構造等の交付番号)

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

000-00-0000-0-0-0000

1~3桁目	当機関の指定番号 131		
4~5桁目	登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号 01、02、・・・		
6~9桁目	長期使用構造等の確認書交付日の西暦		
10 桁目 ※1	1:新築		
	2:増築・改築		
	3:建築行為なし (令和4年10月1日より施行)		
11 桁目 ※2	1:一戸建ての住宅		
	2:共同住宅等		
12~16 桁目	通し番号(11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順		
	に付するものとする。)		

別表-3 (住宅性能評価と長期使用構造等の統合版の交付番号) 交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。 ○○○-○○-○○○○-○-○○○○

1~3桁目	当機関の指定番号 131
4~5桁目	登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号 01、02、・・・
6~9桁目	評価書交付日の西暦
10 桁目 ※1	1:設計住宅性能評価
	2:建設住宅性能評価(新築住宅)
	3:建設住宅性能評価(既存住宅)
	4:設計住宅性能評価とあわせて長期確認
	5:建設住宅性能評価(既存住宅)とあわせて長期確認
	(「5」については令和4年10月1日より施行)
	6:長期確認(新築)
	7:長期確認(増築・改築)
	8:長期確認 (建築行為なし)
	(令和4年10月1日より施行)
11 桁目	1:一戸建ての住宅
	2:共同住宅等
12~16 桁目	通し番号(11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順
	に付するものとする。)

別記第一号様式

住宅の品質確保に	関する法律第13条に基づく)品質確保に関する法律第13条に基づく No.		
評	価	員	Ī	Œ	
[下記の者は当 (年号又は西原				^ト る。 発 行
写真	氏名 (年 5 株式会社 確	号) 年		日	生
	福原市八木町		9号 林E 4-20-2005	5	階

別記第二号様式

※1:空欄部は必要に応じて、その他の検査員等の内容を記載する

建築基準法第77条の24の規定に基づく確認検査員 No. 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく適合証明技術者 住宅の品質確保に関する法律第13条に基づく評価員 ······*1······ 証 検 査 下記の者は当社の検査員であることを証明する。 (年号又は西暦) 年 月 日 発行 氏名 (年号) 年 月 写真 生 日 株式会社 確認検査機構プラン21 橿原市八木町1丁目7番39号 林田ビル2階 TEL 0744-20-2005 / FAX 0744-24-3748

1. 業務規程第31条「評価料金を減額するための要件」に伴う減額範囲は次の表による。

減額範囲表

項目	減額対象要件	減額割合 (上限)
(1)	住宅型式性能認定(耐震等級1-1~1-5以外)の場合。	10%
(2)	認証型式住宅部分等(耐震等級1-1~1-5以外)の場合。	
(3)	設計住宅性能評価で建築基準法の確認申請を伴う場合。	25%
(4)	建設住宅性能評価で建築基準法の検査を伴う場合。	25%
(5)	フラット35の適合証明業務の審査又は検査を伴う場合。	10%
(6)	共同住宅において、同タイプの住戸が多数存する場合等。	35%
(7)	一団の住宅の開発等で現場検査が合理的に行える場合。	35%
	(まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき)	
(8)	あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて申請図書等を作成し、提出する とき。	20%
(9)	一定の期間内に当機関が定める戸数以上の申請が見込める場合。 又は実績により、住宅性能評価が効率的に実施できると当機関が判断したとき。	35%
	(9) に定める一定の期間内とは「1年」とする。	
	(9) に定める戸数とは「概ね24戸」とする。	
(10)	地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。	20%

(計)

- ・上記の減額範囲表に記載の減額対象要件に該当し、かつ減額の範囲内において、減額対象者と当機関との合意により評価料金の減額割合を定める。
- ・上記で定めた内容には期限を設け、対象者と当機関が書面をもって保管し、<u>期限到来後は、効力を失う</u>ものとする。 ※期限とは、次の期日をいう。
 - ①合意した書面に記載されている期限の年月日。
 - ②期限の定めが明確でない場合においては、料金の合意日より1年間とする。
 - ③標準料金(住宅性能評価料金表)の改定時。
 - ④継続更新した場合は次年度の同月日とする。
 - ※期限到来時点において、次の要件を満たしている場合は、引き続き合意の内容を継続更新できるものとする。
 - ①合意した要件を満たしている場合。
 - ②双方又はどちらかからの合意内容の変更又は合意解除の申し出が無い場合。
- ※物価の大幅な変動、その他のやむを得ない事由が発生した場合には、合意した内容を当機関の判断により変更可能とする。
- ・表中に記載の減額割合(%)は、あくまでも限度であり、評価料金にその値をそのまま適用するものではない。
- ・減額割合の起算点は、申請物件が一般又は認証型式住宅部分等(耐震等級1-1~1-5)の別、及び規模に応じ、 それぞれ住宅性能評価料金表に記載されている料金とする。
- ・この評価料金減額規定の要件及び減額割合等は、予告なく内容を変更することがある。
- ・適用の対象は、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価に関する申請とする。(その他の業務については、適用外)
- 2. 重複する減額割合の合計の限度
 - 1) 減額対象要件を重複して適用する場合の減額割合は、50%を限度とする。

3. 適用条件

- 1) 減額の適用は、審査の効率・補正対応等を重要視し、かつ過去の取引の実績等に鑑み、当機関の判断により決定する。
- 2) 減額範囲表(3)、(4)において、相当数の評価申請があり、大半が確認申請を伴う場合であって、一部において確認申請が伴わない場合でも、当機関の判断により減額の対象とすることができる。

1. 業務規程第32条「評価料金を増額するための要件」に伴う増額範囲は次の表による。

この増額範囲表は、増額対象条件に該当する場合に、増額対象者の物件に対して、増額要件の程度により増額割合内で増額料金を決定し、かつ割増限度の範囲内であることを確認するための割合値である。

増額範囲表

項目	増額対象要件	増額割合 (上限)
(1)	設計住宅性能評価の審査中に、申請者の依頼により再審査が必要となったとき。	100%
(2)	申請者の依頼により、第3条に定める業務時間外又は休日に評価を行わなければならないとき。	100%
(3)	当機関の責に帰することのできない事由 (第8条第5項(4)(b))により業務期日を延期しなければならなくなったとき。	100%
(4)	前各号に定めるものの他、申請者に帰すべき事由が生じた場合において、当機関の 業務に支障があるとき。	300%

(註)

- ・表中に記載の増額割合(%)は、あくまでも限度であり、評価料金にその値をそのまま適用するものではない。
- ・増額割合の起算点は、引受承諾書に記載の料金とする。
- ・上記の増額範囲表(4)については次の要件による。
 - ①申請内容の不備により十分な補正がされず、審査業務に支障が生じたとき。
 - ②申請者が審査中に申請内容の度重なる変更を行うことにより、当機関が再審査を繰り返すことになり審査業務に支障が生じたとき。
 - ③その他の事由により、当機関の業務に支障が生じたとき。
- ・この評価料金増額規定の要件及び増額割合等は、予告なく内容を変更することがある。
- ・適用の対象は、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価に関する申請とする。(その他の業務については、適用外)

2. 適用条件

- 1) 物件毎に増額範囲表に記載の各対象要件とその内容の程度(審査効率等)に鑑み当機関の判断により 決定する。
- 2) 1)で決定した増額割合により増額評価料金は、増額対象者と当機関との合意により定める。 ただし、当機関は増額対象者と合意に至らない場合は第10条第5項(5)(d)及び(e)、又は第17条第5項(5)(d)及び(e)を適用することができる。

割引料金規定(長期使用構造等の確認業務料金)

2022年2月20日

業務規程第31条「評価料金を減額するための要件」に伴う減額範囲は次の表による。

番号	項目	割引限度%
(1)	住宅型式性能認定の場合。(耐震等級又は断熱等性能等級の場合等で、 料金表に表示されているもの以外)	90 %
(2)	認証型式住宅部分等の場合。(耐震等級又は断熱等性能等級の場合等 で、料金表に表示されているもの以外)	90 %
(3)	当社に建築基準法の確認の申請を伴う場合。	50 %
(4)	建設住宅性能評価で建築基準法の検査を伴う場合。	
(5)	フラット35の適合証明業務の審査を伴う場合。	50 %
	但し、証明書の適用条件がフラット35の基準及び等級に合致するもの に限る。基準に合致しない場合は ()内とする。	(20) %
(6)	共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等。	50 %
(7)	一団の住宅の開発等で現場検査が合理的に行える場合。	35 %
	(まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき)	
(8)	あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、 提出するとき。	20 %
(9)	当機関が定める期間内に、当機関が定める戸数以上の申請が見込める場合又は実績により、審査が効率的に実施できると当機関が判断したとき。 (9) に定める期間内とは「1年の間」とする。 (9) に定める戸数とは「概ね12戸」とする。 ※但し、概ね戸数とは、申請者との約束による予測戸数とする。 ※上記に係らず、当該申請以外の申請等により、年間で当社に貢献して	100 %
(10)	地方公共団体等が行う制度の要件として申請を行うとき。	50 %
(11)	当社に設計住宅性能評価の申請を伴う場合。	100 %
(計)	但し、適用条件が設計住宅性能評価の基準及び等級に合致するものに限 る。基準に合致しない場合は()内とする。	(20) %

- ・上記の減額範囲表に記載の減額対象要件に該当し、かつ減額の範囲内において、減額対象者と当機関との合意によ り評価料金の減額割合を定める。
- ・上記で定めた内容には期限を設け、対象者と当機関が書面をもって保管し、期限到来後は、効力を失うものとす る。

※期限とは、次の期日をいう。

- ①合意した書面に記載されている期限の年月日。
- ②期限の定めが明確でない場合においては、料金の合意日より1年間とする。
- ③標準料金(住宅性能評価料金表)の改定時。
- ④継続更新した場合は次年度の同月日とする。
- ※期限到来時点において、次の要件を満たしている場合は、引き続き合意の内容を継続更新できるものとする。 ①合意した要件を満たしている場合。
 - ②双方又はどちらかからの合意内容の変更又は合意解除の申し出が無い場合。
- ※物価の大幅な変動、その他のやむを得ない事由が発生した場合には、合意した内容を当機関の判断により変更可 能とする。
- ・表中に記載の減額割合(%)は、あくまでも限度であり、長期使用構造等確認料金にその値をそのまま適用するもの ではない。
- ・減額割合の起算点は、申請物件が一般又は認証型式住宅部分等(耐震等級1-1~1-5)の別、及び規模に応じ、それ ぞれ長期使用構造等確認料金表に記載されている料金とする。
- ・この評価料金減額規定の要件及び減額割合等は、予告なく内容を変更することがある。
- ・減額対象要件を重複して適用する場合の減額割合は、100%を限度とする。
- ・減額の適用は、審査の効率・補正対応等を重要視し、かつ過去の取引の実績等に鑑み、当機関の判断により決定す
- ・変更確認申請及び軽微変更該当証明申請の減額割引限度は、上記(1)~(11)の項目のないようにより、当社の 判断により0%から100%までの間で決定することができる。

2022年2月20日

業務規程第32条「評価料金を増額するための要件」に伴う増額範囲は次の表による。 長期使用構造等確認審査料金は、次に掲げる場合に増額する事ができるものとする。

各内容の程度により物件毎に割合を検討する。

番号	項目	最大割り増し 限度%
(1)	当該申請の審査中に、申請者の依頼により再審査が必要となったとき。	100 %
(2)	申請者の依頼により、当該業務規定第3条に定める業務時間外又は休日に評価を行わなければならないとき。	100 %
(3)	当機関の責に帰することのできない事由 (業務規定第7条第5項 (5) (8))により業務期日を延期しなければならなくなったとき。	100 %
(4)	前各号に定めるものの他、申請者に帰すべき事由が生じた場合において、当機関の業務に支障があるとき。	300 %

(註)

務

- ・この増額範囲表は、増額対象条件に該当する場合に、増額対象者の物件に対して、増額要件の程度により増額割合 内で増額料金を決定し、かつ割増限度の範囲内であることを確認するための割合値である。
- ・表中に記載の増額割合(%)は、あくまでも限度であり、評価料金にその値をそのまま適用するものではない。
- ・上記の増額範囲表(4)については次の要件による。 ①申請内容の不備により十分な補正がされず、審査業務に支障が生じたとき。
 - ②申請者が審査中に申請内容の度重なる変更を行うことにより、当機関が再審査を繰り返すことになり審査業

- に支障が生じたとき。 ③その他の事由により、当機関の業務に支障が生じたとき。
- ・この増額規定の要件及び増額割合等は、予告なく内容を変更することがある。
- ・適用の対象は、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価に関する申請とする。(その他の業務については、適用 外)
- ・適用条件は物件毎に増額範囲表に記載の各対象要件とその内容の程度(審査効率等)に鑑み当機関の判断により決 定する。
- 決定した増額割合により増額評価料金は、増額対象者と当機関との合意により定める。ただし、当機関は増額対象者と合意に至らない場合は第10条第5項(5)(d)及び(e)、又は第17条第5項(5)(d)及び(e)を適用することができ る。